

特定機能病院に対する立入検査結果（令和4年度）

立入検査の目的

- ・特定機能病院が法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、病院を良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとする。

実施主体

- ・医療法第25条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣（各地方厚生（支）局長）が実施。
（原則として、医療法第25条第1項に基づき都道府県・保健所設置市が行う立入検査と合同で実施。）

実施時期等

- ・特定機能病院87病院に対し、毎年6月～翌年2月の期間において、原則年1回実施。
- ・令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、同年度に立入検査の実施が困難な場合は、医療機関において書面による自主点検を行い、それを行政が確認等を行うことで令和4年度立入検査を実施したものとみなす取扱いとした。

立入検査結果

- ・令和4年度については、上記のとおり新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、67病院に対して立入検査を実施。
（それ以外の20病院に対しては、書面等による確認を行い、令和4年度に実施したものに替えることとしている。）
- ・検査を実施した病院に対しては、実施より概ね1ヶ月以内に実施施設の病院管理者及び各都道府県衛生主管部（局）長宛、立入検査結果を通知済み。

特定機能病院に対する立入検査結果（令和４年度）

検査結果の内容

- ・令和４年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、一部の特定機能病院に限定して立入検査を実施。
- ・令和５年３月３１日現在、立入検査を実施した６７病院及び書面等による確認を行った２０病院に対して、検査結果を通知済み。

1. 実施結果

- (1) 指摘事項等があった病院 **71病院**
 - ①「不適切な事項」を通知した病院 0病院
 - ②「検討を要する事項」を通知した病院 16病院
 - ③「口頭指摘事項」のあった病院 70病院（15病院が②と重複）
- (2) 指摘事項等がなかった病院 **16病院**

2. 主な指摘（指導）事項

- 「検討を要する事項」 **25件**
 - ①医療の安全管理のための体制の確保 (2件)
 - ②職員研修の実施 (3件)
 - ③患者からの相談に応じる体制 (3件)
 - ④事故等報告書の作成、登録分析機関への提出 (3件)
 - ⑤その他 (14件)
 - ・職員の健康診断の実施について など
- 「口頭指摘事項」 **178件**
 - ①医療の安全管理のための体制の確保 (20件)
 - ②職員研修の実施 (20件)
 - ③院内感染対策 (17件)
 - ④医薬品、医療機器の安全管理のための体制の確保 (23件)
 - ⑤事故等報告書の作成、登録分析機関への提出等 (19件)
 - ⑥監査委員会 (2件)
 - ⑦情報提供受付窓口 (8件)
 - ⑧高難度新規医療技術・未承認新規医薬品 (17件)
 - ⑨インフォームドコンセント、診療録 (15件)
 - ⑩管理者の選任、業務の法令適合確保体制等 (10件)
 - ⑪その他 (27件)
 - ・職員の健康診断の実施について
 - ・輸血療法委員会の出席率について など

※ 指摘のあった病院に対しては、翌年度の立入検査で改善状況を確認することとしている。